

## 財政構造改革基本方針の成果と今後の方向性

### I 財政構造改革基本方針（H23～25）概要と成果

#### 1 本県財政の現状

- ・歳入は、約6割を依存財源に頼る財政構造のため、三位一体の改革における「地方交付税」の大幅削減によりH16からH19まで4年間で900億円超の減、百年に一度の経済危機による税収減による甚大な影響
- ・歳出は、過去の国の経済対策に呼応して発行した「県債の償還」がピークを迎えた一方で、「公債費」「扶助費」が高水準で推移
- ・「義務的経費」の占める割合が高く「財政は硬直化」

#### 2 「財政構造改革基本方針（平成23～25年度）」の策定

平成20～22年度の財政構造改革において、625億円の収支不足を解消したが、百年に一度の経済危機による税収減等により、新たな財政構造改革に取り組まない場合、平成25年度末に財政調整基金が枯渇する見込みとなったため、義務的経費にまで踏み込んだ「聖域を設けない」徹底した歳出の見直しなど、新たな財政構造改革の取組みを推進することとした。

#### 3 改革目標と成果

##### (1) 「財政中期展望」における「収支不足額」の解消

将来にわたり「安定的な財政運営」を行えるよう、「歳入に見合った歳出規模への転換」を図り、「財政中期展望」における「収支不足額」を解消する。

◇目標 収支不足額の解消 H23からH25までの間に 130億円

◆成果 H25当初予算編成後、124億円を解消

##### (2) 「公債費」の縮減

「財政の弾力性」を確保し、「財政健全化への道筋」を確かなものとするため、さらなる「公債費の縮減」に努める。

◇目標 公債費 H21 806億円 → H26までに 600億円台

※ 一般会計ベース、地方交付税の振替分である臨時財政対策債を除く数値

◆成果 H25当初予算において、696億円とし、1年前倒しで達成

##### (3) 「財政調整的基金」残高の充実

地方財政を取り巻く環境の「急激な変化」にも対応できるよう、安定した財政運営の基盤である「財政調整的基金」残高を充実する。

◇目標 財政調整的基金残高

H21末 80億円 → H26末までに4倍増となる「321億円」

◆成果 H24年度末 250億円、H25年度末 256億円（見込）

## Ⅱ 今後の取組に向けて

### 1 依然として、厳しい財政力

- ・実質公債費比率ワースト2位
- ・一人当たり県債残高ワースト2位

### 2 山積する課題への対応

- ・地方においては、依然として景気回復への実感が感じられない中で、地域の活性化を図るための経済・雇用対策
- ・南海トラフ巨大地震への対応をはじめとした防災・減災対策
- ・平成26年度に予定される本四高速全国共通料金化への対応

### 3 国・地方の財政状況

- ・借金に依存する「財政赤字」が継続、「長期債務残高」は国・地方を合わせ、1,000兆円を突破し、主要先進国中「最悪の水準」  
→「財政の健全化」は、国、地方を問わず急務の課題

### 4 本県財政に影響を与える平成26年度地方財政対策

#### (1) 地方交付税の「歳出特別枠」の廃止

リーマンショックによる急激な景気後退を受け、平成20年度以降実施されてきた地域の活性化や雇用対策に関する地方交付税の増額措置の廃止(平時モードへの切替え)が、「中期財政計画」及び「骨太の方針」において言及

#### (2) 公務員給与の臨時的削減

国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提とし、平成25年度地方財政計画において削減された地方交付税の復元

#### (3) 消費税率引き上げ、社会保障・税一体改革

- ・増大する社会保障費の財源確保策。
- ・消費税引き上げ、交付税算定方法の見直しによる地方財源の総額確保への影響

## 【参考】

### ○「当面の財政健全化に向けた取組等について－「中期財政計画」－ H25. 8. 8閣議了解

地方財政については、経済再生に合わせ、歳出特別枠等のリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要がある、歳入面・歳出面における改革を進めるほか、頑張る地方に対する支援を進める。

### ○「経済財政運営と改革の基本方針について（骨太の方針）」H25. 6. 14閣議決定

地方税収は未だ十分な水準まで回復しておらず、緊急的に創設された歳出別枠等も存置されているなど、地方財政は、リーマンショック後の経済危機の影響を引き続き受けている。必要な財源を確保しながら、経済再生に合わせ、こうした危機対応モードから危機以前の状況、すなわち平時モードへの切替えを進めていく必要がある。

地方分権を強力に推し進め地方の自由度を高めるとともに、地方交付税において、新たに、地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地域経済活性化の成果の2つの観点から行うこととし、頑張る地方を息長く支援するため一定程度の期間継続する。